

春日部市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 春日部市個人情報保護条例（平成17年条例第17号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の項又は号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項又は号を当該改正後の欄の項又は号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条、項又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
目次	目次
第2章 実施機関等が保有する個人情報の保護 （第8条— <u>第15条の2</u> ）	第2章 実施機関等が保有する個人情報の保護 （第8条— <u>第15条</u> ）
第4章 <u>自己情報</u> の開示等の請求（第19条—第33条） （定義）	第4章 <u>個人情報</u> の開示等の請求（第19条—第33条） （定義）
第2条 （4） 個人情報 個人に関する <u>情報</u> であつて、 <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u> であり、文書、 図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式 等人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。 <u>第29条第2項及び第46条において同じ。</u> ）に記録されているもの（ <u>次号に規定する特定個人情報以外の情報にあつては、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</u> ）をいう。	第2条 （4） 個人情報 個人に関する <u>情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）</u> であつて、 <u>特定の個人が識別され、又は識別され得るもの</u> であり、文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているもの <u>をいう。</u>
（5） 特定個人情報 個人情報であつて、行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するもの	

をいう。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(収集の制限)

第10条 実施機関等は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、収集の目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

(特定個人情報の収集の制限)

第10条の2 実施機関等は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の収集をしてはならない。

(外部委託に関する措置)

第13条 実施機関等は、個人情報に係る業務の全部又は一部を当該実施機関等以外のものに委託することができる。

2 実施機関等は、前項の規定により業務を委託するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 実施機関等は、第1項の規定により業務を委託するときは、委託に関する契約書等に、個人情報の保護について必要な事項として規則で定めるものを明記するとともに、委託を受けたもの（受託した業務の再委託を受けたものを含む。以下「受託者」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人番号利用事務等の適用除外)

第14条の2 第13条第1項の規定による委託又は指定管理業務が個人番号利用事務（番号利用法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。）又は個人番号関係事務（番号利用法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。）の全部又は一部の委託に該当する場合においては、第4条及び前2条（第13条第1項を除く。）の規定は、適用しない。

(利用及び提供の制限)

第15条 実施機関等は、第11条第1項第2号に規定する収集の目的の範囲を超える個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（次項において「目的外利用」という。）又は実施機関以外のものに個人情報の提供（次項において「外部提供」という。）をしてはな

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(収集の制限)

第10条 実施機関等は、個人情報を収集するときは、収集の目的を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

(外部委託に関する措置)

第13条 実施機関等は、個人情報に係る業務を外部に委託するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

2 実施機関等は、前項に定める業務を外部に委託するときは、委託に関する契約書等に、個人情報の保護について必要な事項として規則で定めるものを明記するとともに、委託を受けたもの（受託した業務の再委託を受けたものを含む。以下「受託者」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第15条 実施機関等は、第11条第1項第2号に規定する収集の目的の範囲を超える個人情報の利用（次項において「目的外利用」という。）又は実施機関以外のものに個人情報の提供（次項において「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、実施機関から指定管理業務の範

らない。ただし、実施機関から指定管理業務の範囲内で行う指定管理者への提供は除くものとする。

(特定個人情報の利用及び提供の制限)

第15条の2 実施機関等は、番号利用法第9条に規定する利用範囲を超える特定個人情報の利用をしてはならない。

2 実施機関等は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報について前項の利用をすることができる。ただし、当該利用をすることにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関等は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(電子計算組織による個人情報の処理の制限)

第16条 実施機関等は、電子計算組織を利用して個人情報(特定個人情報を除く。次条及び第18条において同じ。)の処理をしようとするときは、あらかじめ実施機関が審議会の意見を聴かなければならない。ただし、専ら文書を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理を除く。

第4章 自己情報の開示等の請求

(開示の請求等)

第19条

2 (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(次項第1号及び第29条第5項において「法定代理人等」という。)

3 (1) 死者の法定代理人等であった者
(存否に関する情報)

第20条 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

囲内で行う指定管理者への提供は除くものとする。

(電子計算組織による個人情報の処理の制限)

第16条 実施機関等は、電子計算組織を利用して個人情報の処理をしようとするときは、あらかじめ実施機関が審議会の意見を聴かなければならない。ただし、専ら文書を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理を除く。

第4章 個人情報の開示等の請求

(開示の請求等)

第19条

2 (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

3 (1) 死者の法定代理人であった者
(存否に関する情報)

第20条 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

(訂正の請求)

第21条

(訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求)

第21条

- 2 市民は、実施機関等が第8条及び第9条の規定による制限を超え、又は第10条第1項若しくは第2項の規定によらないで、自己情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。
- 3 市民は、実施機関等が第15条第1項又は第2項の規定によらないで、自己情報の目的外利用等をしていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。
- 4 第19条第2項の規定は、訂正、削除又は目的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）の請求について準用する。

(削除の請求)

第21条の2 市民は、実施機関等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

- (1) 第8条、第9条又は第10条第1項及び第2項の規定に違反して自己情報を収集したとき。
- (2) 第15条の2第1項及び第2項の規定に違反して自己情報の利用をしたとき。
- (3) 番号利用法第20条の規定に違反して特定個人情報である自己情報を収集し、又は保管したとき。
- (4) 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。次条第1項第3号において同じ。）に特定個人情報である自己情報を記録したとき。

(利用又は提供の中止の請求)

第21条の3 市民は、実施機関等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の利用の中止を請求することができる。

- (1) 第15条第1項及び第2項又は第15条の2第1項及び第2項の規定に違反して自己情報の利用をしたとき。
- (2) 番号利用法第20条の規定に違反して収集し、又は保管した特定個人情報である自己情報を利用したとき。

(3) 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報である自己情報を利用したとき。

2 市民は、実施機関等が第15条第1項及び第2項又は第15条の2第3項の規定に違反する自己情報の提供をしていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の提供の中止を請求することができる。

(準用)

第21条の4 第19条第2項の規定は、前3条の規定による自己情報の訂正、削除又は利用若しくは提供の中止(以下「訂正等」という。)の請求について準用する。

(訂正等の請求による一時停止)

第22条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、当該請求に対する決定を行うまでの間、当該自己情報の利用又は提供を一時停止し、又は指定管理者に当該自己情報の利用又は提供を一時停止させなければならない。ただし、一時停止を行うことにより、当該自己情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(訂正等の義務)

第23条 実施機関は、訂正等の請求を受けたときは、当該請求について調査し、当該訂正等の請求に理由があると認めるときは、実施機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な範囲で、当該請求に係る自己情報の訂正等を行わなければならない。ただし、訂正等の請求に応ずることにより、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該訂正等の請求を拒むことができる。

2 実施機関は、指定管理業務に係る個人情報に対して訂正等の請求があったときは、当該指定管理者に対し、当該訂正等の請求があった自己情報について調査に応じ、又は関係資料を提出するよう求め、必要があるときは、当該自己情報について訂正等を行うよう指示するものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第24条 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に第19条第4項の不開示情報(同項第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であ

(訂正等の請求による一時停止)

第22条 実施機関は、前条の規定による訂正等の請求があったときは、当該請求に対する決定を行うまでの間、当該個人情報の目的外利用等を一時停止し、又は指定管理者に当該個人情報の目的外利用等を一時停止させなければならない。ただし、一時停止を行うことにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(訂正等の義務)

第23条 実施機関は、訂正等の請求を受けたときは、当該請求について調査し、当該訂正等の請求に理由があると認めるときは、実施機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な範囲で、当該請求に係る個人情報の訂正等を行わなければならない。ただし、訂正等の請求に応ずることにより、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正等の請求を拒むことができる。

2 実施機関は、指定管理業務に係る個人情報に対して訂正等の請求があったときは、当該指定管理者に対し、当該訂正等の請求があった個人情報について調査に応じ、又は関係資料を提出するよう求め、必要があるときは、当該個人情報について訂正等を行うよう指示するものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第24条 実施機関は、開示の請求に係る情報に第19条第4項の不開示情報(同項第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であ

<p>あっても、同項の規定により不開示として保護されている利益に優先する公益上の理由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、請求者に対し、当該<u>自己情報</u>を開示することができる。</p> <p>(指定管理業務に係る請求の指示)</p>	<p>ても、同項の規定により不開示として保護されている利益に優先する公益上の理由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、請求者に対し、当該<u>情報</u>を開示することができる。</p> <p>(指定管理業務に係る請求の指示)</p>
<p>第28条 実施機関は、開示等の請求に係る<u>自己情報</u>を指定管理者が保有するときは、当該<u>自己情報</u>を保有する指定管理者に対し、提出その他必要な措置を指示することができる。</p> <p>(開示等の実施及び方法)</p>	<p>第28条 実施機関は、開示等の請求に係る<u>個人情報</u>を指定管理者が保有するときは、当該<u>個人情報</u>を保有する指定管理者に対し、提出その他必要な措置を指示することができる。</p> <p>(開示等の実施及び方法)</p>
<p>第29条</p> <p>5 開示の請求者は、当該開示に係る自己情報の本人又はその<u>法定代理人等</u>であることを確認するために必要な書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>(費用負担)</p>	<p>第29条</p> <p>5 開示の請求者は、当該開示に係る自己情報の本人又はその<u>法定代理人</u>であることを確認するために必要な書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>(費用負担)</p>
<p>第31条</p> <p>3 実施機関は、前項の費用のうち、特定個人情報である自己情報の開示については、請求者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求者が負担すべき費用の額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(不服申立て)</p>	<p>第31条</p> <p>(不服申立て)</p>
<p>第32条</p> <p>(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示の請求に係る<u>自己情報</u>の全部を開示する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更して当該不服申立てに係る<u>自己情報</u>の全部を開示することとするとき(当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。)</p> <p>(他の制度等との調整)</p>	<p>第32条</p> <p>(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示の請求に係る<u>個人情報</u>の全部を開示する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更して当該不服申立てに係る<u>個人情報</u>の全部を開示することとするとき(当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。)</p> <p>(他の制度等との調整)</p>
<p>第39条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定個人情報については、他の法令等に個人情報の開示に関して規定されている場合であっても、この条例による開示を行うものとする。</p>	<p>第39条</p>
<p>3 この条例は、<u>第1項</u>に規定するもののほか、図書館等の施設において、市民等の利用に供することを目的として管理している個人情報が記録されている図書等については、適用しない。</p>	<p>2 この条例は、<u>前項</u>に規定するもののほか、図書館等の施設において、市民等の利用に供することを目的として管理している個人情報が記録されている図書等については、適用しない。</p>

第2条 春日部市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の項又は号の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項又は号を当該改正後の欄の項又は号とする。

(2) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条、項又は号を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 (6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。 (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (特定個人情報の利用及び提供の制限)</p>	<p>(定義) 第2条 (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (特定個人情報の利用及び提供の制限)</p>
<p>第15条の2 2 実施機関等は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、<u>特定個人情報(情報提供等記録を除く。)</u>について前項の利用をすることができる。ただし、当該利用をすることにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (開示の請求等)</p>	<p>第15条の2 2 実施機関等は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、<u>特定個人情報</u>について前項の利用をすることができる。ただし、当該利用をすることにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (開示の請求等)</p>
<p>第19条 2 (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(次項第1号及び第29条第6項において「法定代理人等」という。) (情報提供等記録の適用除外)</p>	<p>第19条 2 (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(次項第1号及び第29条第5項において「法定代理人等」という。)</p>
<p>第21条の5 情報提供等記録については、第21条の2及び第21条の3の規定は、適用しない。 (開示等の実施及び方法)</p>	<p>(開示等の実施及び方法)</p>
<p>第29条</p>	<p>第29条</p>

<p>4 実施機関は、第26条第1項の規定により<u>訂正等（情報提供等記録の訂正を除く。）</u>をする決定をしたときは、速やかに当該訂正等をしなければならない。</p> <p>5 実施機関は、情報提供等記録の訂正をする決定をしたときは、速やかに当該訂正をし、その旨を次の各号に掲げる者に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 当該訂正の請求者</p> <p>(2) 実施機関が必要と認めるときは、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）</p> <p>6 (略)</p>	<p>4 実施機関は、第26条第1項の規定により<u>訂正等</u>をする決定をしたときは、速やかに当該訂正等をしなければならない。</p> <p>5 (略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定中第14条の次に1条を加える改正規定及び第15条の次に1条を加える改正規定 平成28年1月1日
 - (2) 第2条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)
- 2 この条例の施行の前日に、第1条の規定による改正前の春日部市個人情報保護条例第21条の規定により行われた自己情報の訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この条例（附則第1項第1号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行の日から番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日までの間における第1条の規定による改正後の春日部市個人情報保護条例第10条の2及び第15条の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「第19条各号」とあるのは、「第19条各号（第7号を除く。）」とする。